

議案第41号

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成20年
守谷市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関す
る事業

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

平成29年6月5日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
41号	1

提案理由（議案第41号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市障がい者福祉センターにおいて、障害児相談支援に関する事業を行うことができるようにするため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	页数
41号	2

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(事業)</p> <p>第5条 障がい者福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p><u>(6) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関する事業</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 障がい者福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

議案	41号
頁数	3